

令和2年に
市内で発生した
自転車事故は
他市町村の約1.5倍!

“自転車活用先進都市”を目指して 自転車の交通ルール再確認を

●問い合わせ 自転車推進課（東庁舎4階 ☎34-3245 📠34-3202）

令和2年中、市内で発生した自転車事故は146件と、依然として人身交通事故の約2割を占めています。自転車事故の原因は、自転車側のルール違反も少なくありません。自転車の交通ルールを守り、安全な運転を心掛けましょう。また、自転車に乗る際はヘルメットをかぶるなど、万が一の交通事故に備えましょう。



自転車は「左側通行」

自転車も、自動車やバイクと同じ「車両」です。そのため、車道では左側を走行しなければいけません。自転車レーンがある場所も「左側通行」です。



◀矢羽根が標示されている場合は、矢羽根上を走行しましょう。

必ず「一旦停止」

自転車事故の多くは、交差点で発生しています。「一時停止」の標識のある場所はもちろんのこと、標識がなくても、見通しの悪い交差点では、必ず徐行し、左右の安全確認をしましょう。



「自転車保険」への加入は義務

長野県では令和元年10月から、自転車損害賠償保険などへの加入が義務化されています。

自転車で交通事故を起こし、相手に怪我を負わせてしまった場合、多額の損害賠償が生じることがあります。必ず自転車保険に加入しましょう。



マウンテンバイク等の乗り入れ禁止

近年、市郊外の自転車やバイクの走行が禁止されている自然散策ルートや遊歩道などをマウンテンバイク等で走行し、歩行者と接触しそうになる事案や、遊歩道の損壊が発生しています（写真参照）。

自転車等の立ち入りが禁止されている遊歩道等は絶対に自転車等で走行しないでください。

詳細は市ホームページへ

